

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、東御市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体、及び財産を地震災害から保護することを目的とする。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、東御市防災会議が作成する「東御市地域防災計画」の震災対策編として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災にかかわる基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社

会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難場所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保険衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

(ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所への応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。

(ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。
- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時からとるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害による災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、県及び東御市は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

- ・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底を図る必要がある。

第4節 防災上重要な機関の実施責任と

処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東御市	(1) 東御市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 地震災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野支局)	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。

(5) 中部森林管理局	<p>ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。</p> <p>イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。</p> <p>ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	地震災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本 空港出張所)	<p>ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	<p>ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。</p> <p>イ 地震防災知識の普及に関すること。</p> <p>ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。</p>
(13) 信越総合通信局	<p>ア 地震災害時における通信・放送の確保に関すること。</p> <p>イ 非常通信に関すること。</p> <p>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。</p> <p>エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。</p>
(14) 長野労働局	<p>ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。</p> <p>イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。</p>
(15) 関東地方整備局、北陸 地方整備局、中部地方 整備局	<p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>ウ 警戒宣言時</p> <p>(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達</p> <p>(イ) 地震災害警戒体制の整備</p> <p>(ウ) 人員・資機材等の配備・手配</p> <p>(エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>(オ) 道路利用者に対する情報の提供</p>

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 地震災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 地震災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	ア 地震災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 地震災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) JR 会社	東日本旅客鉄道(株)（長野支社） ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	（東日本電信電話(株)、(株)N T T ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)） ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 （松本支店）	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 （関東信越ブロック）	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 （長野放送局）	地震情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) （長野支店）	地震災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(10) 電力会社	（中部電力(株)、東京電力ホールディングス(株)） ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 東日本高速道路(株)	上信越自動車道の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池及び用水路等の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	（上田ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)） ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) しなの鉄道(株)	地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 千曲バス(株)	地震災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) (公社)長野県トラック協会	地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) (長野県) 医師会、歯科医師会、看護協会	地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	地震災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社) 長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社) 長野県建設業協会	地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) JA 信州うえだ農業協同組合 JA 佐久浅間農業協同組合	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合 信州上小森林組合 佐久森林組合	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合 上小漁業組合	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工業関係団体 東御市商工会	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人成田会 長野救命医療専門学校	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 自主防災組織	ア 市が行う地震災害応急対策の協力に関すること。
(11) 東御市社会福祉協議会	災害ボランティア等に関すること。
(12) その他 (株)エフエムとうみ	天気予報及び気象警報・注意報その他・災害情報等広報に関すること。

第5節 東御市の概況

第1 自然的条件

1 位置

東御市は、長野県の東部に位置し、東西 10.1 km、南北 23.3 km、周囲 80 km、総面積 112.3 km²で、市役所の所在地は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 21 分

標高 533m

の地点で、市の中央に位置する。

北御牧総合支所は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 19 分

標高 520m

の地点で、市の南側に位置する。

東は小諸市に、南は佐久市と立科町に、西は上田市に、北は群馬県嬭恋村と接している。

2 地勢

市の北部は上信越高原国立公園となっており、浅間連峰の三方ヶ峰（2,040m）等の連山を背に南面の緩やかな傾斜を形成し、市の中央部を千曲川が東西に通過している。また、南部に八重原台地、東部に御牧原台地があり変化に富んだ地形である。集落は海拔 480 メートルから 1,100 メートルの範囲に形成されている。

3 地質

北側は第 4 紀の火山噴出物と第 3 紀の堆積物が大部分を占め、集落地の傾斜度は 4 から 6 度であり山間地は 15 度以上で風化侵食に弱い地域が広範囲を占め流出土砂が著しく、川沿地帯は沖積層砂質壤土が主で水害による侵食に弱い箇所が分布しているので治山対策が必要である。御牧原台地、八重原台地共洪積層殖土で粘土質が強く下層土も重粘土化されている。

4 気象

東御市の気候は、気温は平均摂氏 11 度（午前 9 時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量が 800mm～1,000mm で県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。

第2 社会的条件

1 人口

「平成 16 年の市発足当時の総人口は 32,149 人であったが、平成 18 年をピークに減少傾向にある。

市の人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在総人口 30,301 人で、男性 14,974 人、女性 15,327 人である。人口密度は 1 km² 当たり 270 人であるが、山林が市の総面積の 46.9 パーセントを占めている。また、広範囲な開発可能地が存在しているが今後は人口減少傾向が続くと予想される。

2 産業

(1) 農業

農業については、従業者が減少傾向を示していると同時に、専業農家（2015 年 405 戸）、第 1 種兼業農家（2015 年 125 戸）、第 2 種兼業農家（2015 年 740 戸）とともに減少しており、従業者の高齢化、後継者の確保が課題であるが最近の農業は機械化、省力化の進んだ米作中心になっている。

主要農産物は、果樹、野菜、畜産、水稻、花き、薬用作物等である。

(2) 商業

商業については、田中地区を中心に発展しているが、最寄り品主体の小規模経営にとどまっている。商店における販売は増加しているものの依然上田市・佐久平への客の流出が多いものである。

また、浅間サンライン沿いに沿道サービス型の商店が進出という新しい動きもあり、商業においても後継者難が問題である。

(3) 工業

工業については、事業所数、製造品出荷類等横ばい状態だが、産業に占める割合は依然高いものである。業種別に見ると機械系の加工組立型産業が伸びている傾向で、今後は将来性のある優良企業の誘致を進める。

3 交通

当市の東西を通過する国道18号は、延長7,634mあり、市内道路網の大動脈の役割を果たしている。しかし、経済発展に伴い交通量が激増し、機能的にも十分対処できない状況である。一方、主要地方道は、4路線32.5kmであって、地域の産業経済の交流と、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている。特に小諸上田線（浅間サンライン）は国道に次ぐ重要幹線となっている。一般県道3路線は基幹道路として歩道と自動車道の分離をして近代的な道路網を確立する必要がある。また、上信越自動車道、及び東部湯の丸インターチェンジは市の高速交通ネットワークの拠点とするものであり、国道、主要地方道、県道の役割もさらに重要性を増すものである。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。

第6節 被害想定

第1 基本的な考え方

東御市に被害を及ぼすと考えられる地震は、隣接地域で起こる内陸性地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

県では、平成25年度から平成26年度の2か年で実施した第3次県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

この地震被害想定調査報告書に基づき東御市の地震被害想定としています。

第2 想定地震

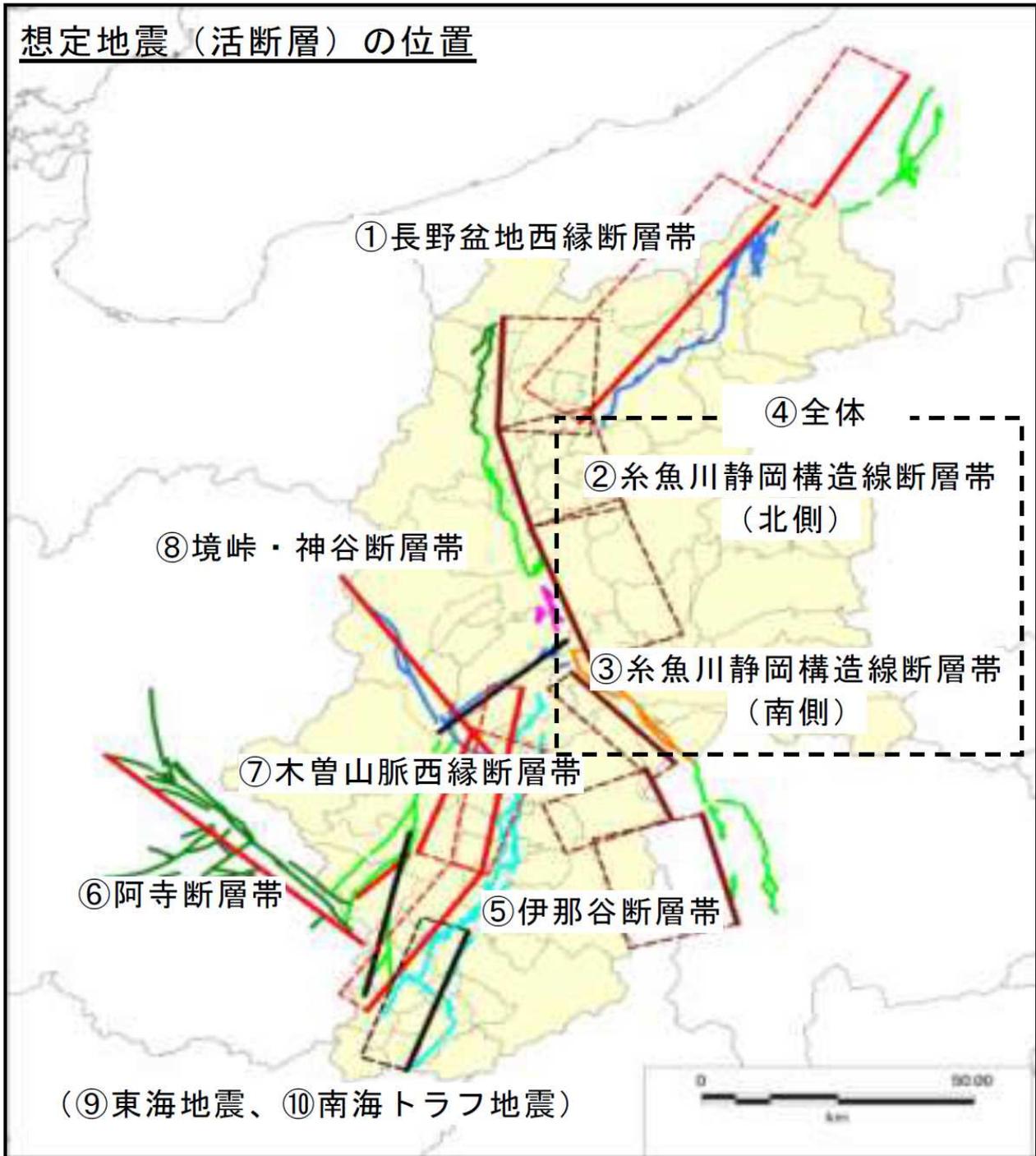
長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※	
		M _j	M _w		
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース	
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	7.64	1ケース
	北側 ③	84	8.0		
	南側 ④	66	7.9		
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース	
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース	
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース	
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1ケース	
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース	

陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



第3 被害の概要

1 県地震被害推定の結果

地震による各ケースの被害一覧（長野県全体）

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震										海溝型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	阿寺断層帯(主部南側)の地震(ケース1)	木曾山脈西縁断層帯(主部北側)の地震(ケース1)	境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
建物被害 (全壊)	液状化による被害	全壊	棟	440	630	180	170	140	*	20	130	20	110	240		
	揺れによる被害※1	全壊・夏 全壊・冬	棟	27,780 33,550	79,880 81,840	9,680 10,570	26,810	14,770	100	2,230	1,630	0	*	1,230 1,260		
	断層変位による被害※2 (揺れによる被害の内数)	全壊	棟	6,900	10,880	1,830	6,130	2,980	*	40	80					
	土砂災害による被害※3	全壊・夏 全壊・冬	棟	840 810	1,880	730 720	660	900	40	340	280	40	80	760		
	地震火災による被害	冬深夜強風 夏12時強風 冬18時強風	棟	930 1,110 6,150	0 1,120 13,590	0 0 300	0 470 3,530	0 320 1,730	0 0 0	0 0 110	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
	建物全壊棟数計	冬深夜強風	棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,260		
		夏12時強風	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230		
		冬18時強風	棟	40,960	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050	60	190	2,260		
		冬深夜	人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110		
		夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90		
冬18時		人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140	10	20	100			
土砂災害による被害	冬深夜	人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50			
	夏12時	人	130	260	30	120	50	50	20	20	10	20	30			
	冬18時	人	130	330	40	120	50	50	20	10	10	20	30			
	冬深夜	人	80	180	60	60	80	80	30	20	20	10	60			
	夏12時	人	50	120	40	40	50	50	20	20	20	10	40			
	冬18時	人	60	140	50	50	60	60	20	20	20	10	50			
火災による被害	冬深夜強風	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	夏12時強風	人	10	30	0	20	*	*	0	0	0	0	0			
	冬18時強風	人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0			
	冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
人的被害※4 (死者数)	夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180			
	夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130			
建物倒壊による被害	冬18時強風	人	2,250	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150			
	冬深夜	人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	1,780	370	760	4,370			
	夏12時	人	12,550	30,930	4,560	11,290	8,440	230	2,320	1,360	300	620	3,270			
	冬18時	人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540	280	580	3,630			
	冬深夜	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210			
	夏12時	人	2,290	4,550	890	2,180	1,030	130	510	450	300	590	960			
	冬18時	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	280	550	890			
	冬深夜	人	90	220	80	80	90	*	30	30	*	10	80			
	夏12時	人	70	160	50	50	70	*	20	20	*	10	50			
	冬18時	人	80	180	60	60	80	*	30	20	*	10	60			

（第3次長野県地震被害想定調査報告書から抜粋）

想定地震	糸魚川—静岡線 (全体)	糸魚川—静岡線 (北部)	南海トラフ (陸側)	糸魚川—静岡線 (南側)	想定 東海地震
計測震度（最大）	6弱	5強	5強	5弱	5弱
建物被害					
全壊棟数（液状化）	0	0	0	0	0
半壊棟数（液状化）	0	0	0	0	0
全壊棟数（揺れ）	10	0	0	0	0
半壊棟数（揺れ）	270	※	0	0	0
全壊棟数（土砂災害）	10	※	※	0	0
半壊棟数（土砂災害）	30	※	※	0	0
火災（焼失）	0	0	0	0	0
人的被害					
死者数	※	※	※	※	0
負傷者数	50	20	30	※	0
重傷者数	20	※	※	※	0
避難者数	1,260	60	60	※	0
ライフライン被害					
上水道断水人口	18,640	3,750	3,650	30	0
下水道支障人数	17,100	4,700	4,640	1,690	1,670
都市ガス供給停止戸数	0	0	0	0	0
停電軒数	8,640	1,830	1,790	20	0

※：わずか

（第3次長野県地震被害想定調査報告書から抜粋）

想定地震	長野盆地西縁 断層帯	伊那谷断層帯	木曾山脈西縁 断層帯	境峠・神谷 断層帯	阿寺断層帯
計測震度（最大）	5弱	4	4	4	3
建物被害					
全壊棟数（液状化）	0	0	0	0	0
半壊棟数（液状化）	0	0	0	0	0
全壊棟数（揺れ）	0	0	0	0	0
半壊棟数（揺れ）	0	0	0	0	0
全壊棟数（土砂災害）	※	0	0	0	0
半壊棟数（土砂災害）	※	0	0	0	0
火災（焼失）	0	0	0	0	0
人的被害					
死者数	※	0	0	0	0
負傷者数	10	0	0	0	0
重傷者数	※	0	0	0	0
避難者数	20	0	0	0	0
ライフライン被害					
上水道断水人口	1,420	0	0	0	0
下水道支障人数	2,810	1,670	1,670	1,670	1,670
都市ガス供給停止戸数	3,070	0	0	0	0
停電軒数	690	0	0	0	0

※：わずか

震度階級表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、家具が移動することがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる	固定していない重い家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんど移動したりし、飛ぶものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。